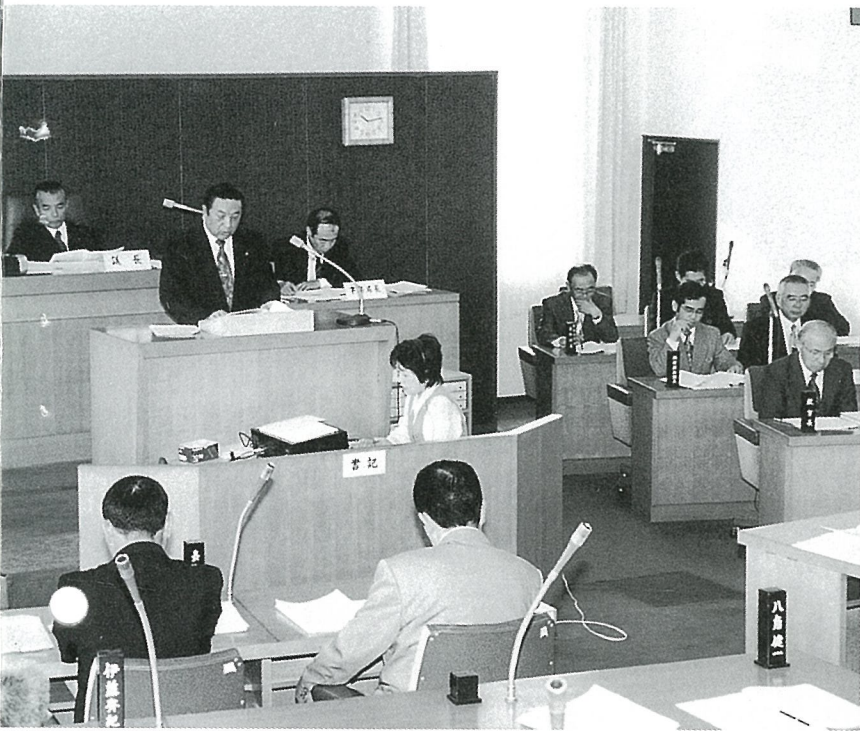


6月定例町議会

補正予算など7議案を可決承認

6月8日から16日までの9日間を会期として、6月定例町議会が開催されました。

今議会では、専決処分承認や一般会計補正予算など7議案が審議されたほか、繰越明許費繰越計算書の報告が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。(一般質問については来月号に掲載します。)



▼議案

◆専決処分の承認

◆横芝町税条例の一部改正

地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正したものの。

改正内容は、地方税負担の軽減合理化を図るため、個人町民税の非課税限度額の引き上げ及び平成12年度固定資産税評価替えに伴う負担調整措置の改正など。

◆横芝町固定資産評価審査委員会条例の一部改正

地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されたことに伴い、町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したものの。

改正内容は、口頭審理に代えて口述調書の提出を許すことのできる範囲を明確に規定した。

◆横芝町国民健康保険条例の一部改正

介護保険法が4月1日から施行されたことに伴い、町国民健康保険条例の一部を改正したもの。

改正内容は、国民健康保険の被保険者で、介護保険法の第2号被保険者の介護負担金限度額(7万円)を定めた。

◆平成12年度老人保健特別会計補正予算

平成11年度の歳入に不足が生じたため、平成12年度老人保健特別会計予算を補正し、繰上充用を行った。

予算の概要は、平成12年度に精算交付される支払基金交付金及び国庫負担金を財源とし、前年度繰上充用金1,341万4千円を追加し、総額9億8,992万4千円とした。

◆横芝町国民健康保険条例の一部改正

医療費の増加により国保財政

が厳しさを増す中、昨年度は基金繰入金等で税率を極力据え置いてきたが、本年度は介護保険負担金の増加に加え、景気低迷により所得の伸びも期待できないため、税率改正を行なった。

◆人権擁護委員の推薦

本年5月をもって退任された伊藤喜市氏に代り、新たに八角正己氏を推薦し、また、本年11月に任期満了となる馬場明子氏を引き続き委員に推薦することを適任と認めた。

◆横芝町一般会計補正予算

県支出金・町債等を財源とし、介護保険低所得者利用者助成金、町道Ⅱ-115号線道路改良及び橋梁架設事業費など4,681万6千円を追加し、総額52億9,481万6千円とした。

また、町道Ⅱ-115号線道路改良及び橋梁架設事業については、事業費及び施行期間等の関係から継続事業とし、継続費が設定された。

▼報告

◆繰越明許費繰越計算書

平成11年度において繰越明許費設定があった、介護予防拠点整備事業に係る繰越計算書が報告された。